

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
第2編 酒税法関係	第2編 酒税法関係
第3条 その他の用語の定義 (共通事項)	第3条 その他の用語の定義 (共通事項)
1～6 (省略)	1～6 (同左)
7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。	7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。
(1)～(2) (省略)	(1)～(2) (同左)
(3) 酒造の合理化等の目的で醸造工程に加える次の酵素剤 イ～ニ (省略)	(3) 酒造の合理化等の目的で醸造工程に加える次の酵素剤 イ～ニ (同左)
<u>ホ リンゴ果汁に含まれるでんぷん質及び繊維質の分解を促進するために加える必要最小量のα-アミラーゼ及びセルラーゼ</u>	(新設)
(4)～(7) (省略)	(4)～(7) (同左)
8～13 (省略)	8～13 (同左)
第7条 酒類の製造免許	第7条 酒類の製造免許
第1項関係	第1項関係
1～2 (省略)	1～2 (同左)
3 酒類等の製造免許の申請書等の取扱い	3 酒類等の製造免許の申請書等の取扱い
(1) 申請書等(免許申請書、移転許可申請書、条件緩和(解除)申立書及び期限延長申立書をいう。以下同じ。)は、記載内容に記入漏れがないかどうか、添付書類に不足がないかどうかを確認の上受理することとし、申請書等の記載内容が不完全なもの又は添付書類の不備なものは、期限を定めて補正させる。 (注) 提出された申請書等については、申請者や製造場の所在地等の記載がないなど申請書等の基本的記載事項が欠落しており、申請等(申請及び申立をいう。以下同じ。)自体が酒類等の製造免許の申請等と認められない場合以外は、原則として受理することに留意する。	(1) 申請書等(免許申請書、移転許可申請書、条件緩和(解除)申立書及び期限延長申立書をいう。以下同じ。)は、記載内容に記入漏れがないかどうか、添付書類に不足がないかどうかを確認の上受理することとし、申請書等の記載内容が不完全なもの又は添付書類の不備なものは、期限を定めて補正させる。 なお、申請書等(添付書類を含む。)に虚偽の記載がある場合その他の不正行為が認められる場合は、法第10条《免許の要件》第1号から第10号までの規定に該当するかどうかについて十分な審査を行い拒否処分可否を決定する。 (注) 虚偽の記載その他の不正行為は、人的要素に相当の欠陥があると判断されるものである。
(2) 酒類等の製造免許の申請書等を受理する際は、製造しようとする酒類の範囲を申請書等に明記させることとし、原則として申請等事項が免許条件と合致するよう申請書等に記載させる。 また、法第10条各号の免許拒否要件に該当することが明らかな場合等、当該申請について免許の付与の可能性が極めて低いと認められるときは、その旨を当該申請者に説明し、申請の意思を確認する。	(2) 酒類等の製造免許の申請等(申請及び申立をいう。以下同じ。)に当たっては、製造しようとする酒類の範囲を申請書等に明記させることとし、原則として申請等事項が免許条件と合致するよう申請書等に記載させる。
(3) 申請書等については、受理した日付の順に審査順位	(3) 申請書等については、受理した順に審査を行う。

改正後	改正前
を付して審査を行う。 (4) <u>申請書等は、(5)に定める場合を除き、申請製造場等の所轄税務署（移転前の製造場の所轄税務署を含む。(5)において同じ。）の文書受付業務を担当する窓口</u>に到達した時点で受理したものとする。 <u>また、当該所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された申請書等については、当該時間外文書収受箱から取り出した日の直前の開庁日に到達したものとして取り扱う。</u> <u>(注) 郵便又は信書便により提出された申請書等については、その通信日付印により表示された日に基づくものではないから留意する。</u> (5) <u>電磁的方法によって申請書等の提出があった場合は、送信された申請書等が国税電子申告・納税システムに記録された時点（同システムによって申請者等へ通知する受付日時）に受理したものとする。ただし、別途送付等される添付書類が申請製造場等の所轄税務署の文書受付業務を担当する窓口</u>に申請書等を受理した日から合理的な期間内に到達しなかったときは、審査順位の決定に当たっては、当該添付書類が到達した日に受理したものとして取り扱う。 4 （省略） 5 法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い 酒類等の製造者が、次の(1)に掲げる営業主体の人格の変更等（以下、製造免許関係の取扱いにおいて「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類等の製造免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に掲げる要件を満たすときは、酒類等の製造場の増加を伴わないものに限り、法人成り等が行われる直前において当該製造場において受けていた酒類等の製造免許と同一の新規免許を付与することに取り扱う。 (1) （省略） (2) 法人成り等の取扱いの要件 イ (1)に定める法人成り等に伴う新規の酒類等の製造免許申請書の提出に併せて、それまで製造をしてきた既存の酒類等の製造場（以下「既存製造場」という。）に係る酒類等の製造免許の取消申請書が同時に提出されている。 ロ 当該申請が第10条の1《申請者に関する人的要件》<u>及び同条第10号関係の1《「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義》</u>に定める要件を満たしている。 ハ （省略） (注) 法人成り等の取扱いの要件を満たさない申請については、純然たる新規の製造免許申請として審査するのであるから留意する。 （削除）	（新設） （新設） 4 （同左） 5 法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い 酒類等の製造者が、次の(1)に掲げる営業主体の人格の変更等（以下、製造免許関係の取扱いにおいて「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類等の製造免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に掲げる要件を満たすときは、酒類等の製造場の増加を伴わないものに限り、法人成り等が行われる直前において当該製造場において受けていた酒類等の製造免許と同一の新規免許を付与することに取り扱う。 (1) （同左） (2) 法人成り等の取扱いの要件 イ (1)に定める法人成り等に伴う新規の酒類等の製造免許申請書の提出に併せて、それまで製造をしてきた既存の酒類等の製造場（以下「既存製造場」という。）に係る酒類等の製造免許の取消申請書が同時に提出されている。 ロ 当該申請が第10条<u>関係</u>の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たしている。 ハ （同左） (注) 法人成り等の取扱いの要件を満たさない申請については、純然たる新規の製造免許申請として審査するのであるから留意する。 6 内免許の取扱い <u>酒類等の製造免許を受けようとする者から、会社等を設立するため又は酒類等の製造設備等を設置するために酒類等の製造免許につき内免許申請があった場合におい</u>

改正後	改正前
6 酒類以外のものの原料に使用するために製造する酒類の製造免許の取扱い (省略) 7 酒類等の製造免許の取扱官庁 (1) 国税庁長官に上申を要するもの イ 異例又は特殊な製造免許で国税局長が特に免許の付与を適当と認めたもの。 ロ 法第10条《免許の要件》第7号の2に規定する者に該当することとなったことを理由として法第12条《酒類の製造免許の取消し》第2号(第13条において準用する場合を含む。)の規定により酒類等の製造免許の取消しを行う場合 (2) 国税局長限りで処理するもの (1)及び(3)に掲げる以外のもの又は<u>税務署長において免許の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</u> (3) 税務署長限りで処理するもの <u>次に掲げるものは、税務署長限りで処理する。ただし、法第10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件に該当している又はこの通達に定める取扱いに適合していないが、税務署長が特に免許の付与、移転の許可又は期限の延長を適当と認めたものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</u> イ 試験製造免許 ロ 薬用酒(薬事法(昭和35年法律第145号)の規定により、厚生労働大臣から製造許可を受けたアルコール含有医薬品で酒税法の適用を受けるものをいう。以下同じ。)の製造免許 ハ 法第7条《酒類の製造免許》第5項に規定する免許期限の延長 ニ 製造場の移転で移転前の製造場の所在地と移転後の製造場の所在地とが同一税務署の管轄区域内である場合 8 酒類等の製造免許の事務処理期間(標準処理期間) 酒類等の製造免許の申請等があった場合の標準的な処理期間は、次のとおりとする。 (1)～(4) (省略) (5) 標準処理期間から除外される期間	<u>て、免許を与える見込みのときは、内免許(将来要件を具備すれば免許を与えることの内諾)を与えることに取り扱う。この場合において、税務署長は当該内免許の効力については、製造設備の設置完了に要する期間を考慮して3年以内の相当と認められる期間内に限る旨の条件を付けるとともに、内免許の付与後1年以内に内免許申請の事由となった会社等を設立すること又は設備の設置のための工事に着手しなければならない旨の条件を付け、更に必要に応じて製造場の設備につき条件を付ける。</u> 7 酒類以外のものの原料に使用するために製造する酒類の製造免許の取扱い (同左) 8 酒類等の製造免許の取扱官庁 (1) 国税庁長官に上申を要するもの イ 異例又は特殊な製造免許で<u>国税局長において免許することが適当と認めたもの。</u> ロ 法第10条《免許の要件》第7号の2に規定する者に該当することとなったことを理由として法第12条《酒類の製造免許の取消し》第2号(第13条において準用する場合を含む。)の規定により酒類等の製造免許の取消しを行う場合 (2) 国税局長限りで処理するもの (1)及び(3)に掲げる以外のものについては、<u>国税局長限りで処理する。ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</u> (3) 税務署長限りで処理するもの イ 試験製造免許 ロ 薬用酒(薬事法(昭和35年法律第145号)の規定により、厚生労働大臣から製造許可を受けたアルコール含有医薬品で酒税法の適用を受けるものをいう。以下同じ。)の製造免許 ハ 法第7条《酒類の製造免許》第5項に規定する免許期限の延長 ニ <u>薬用酒の製造場の移転許可並びに薬用酒以外の酒類等の製造場の移転許可で移転前の製造場の所在地と移転後の製造場の所在地とが同一税務署の管轄区域内である場合</u> 9 酒類等の製造免許の事務処理期間(標準処理期間) 酒類等の製造免許の申請等があった場合の標準的な処理期間は、次のとおりとする。 (1)～(4) (同左) (5) 標準処理期間から除外される期間

改 正 後	改 正 前
標準処理期間から除外される期間は、次のとおりであるから留意する。 イ 書類の欠陥補正のため返戻した場合又は追加書類を要求した場合は、当該返戻した日又は要求した日から再び申請書類が提出された日又は追加書類が提出された日までの期間。 ロ <u>電磁的方法によって申請書等の提出があった場合において別途送付等される添付書類が申請書等を受理した日から合理的な期間内に到達しなかったときは、当該申請書等を受理した日から当該添付書類が到達するまでの期間。</u> ハ <u>その他行政庁の責に属さない事情により要した期間。</u> 第2項関係～第4項関係 （省略） 第5項関係 1 試験製造免許以外の免許期限の延長の取扱い 試験製造免許以外の製造免許に期限を付けている場合において、免許に期限が付けられている製造者から、免許期限の到来前に当該免許期限の延長を受けたい旨の申立てがあったときは、<u>第10条の1《申請者に関する人的要件》及び同条第10号関係の1《「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義》に該当せず、かつ、次の要件を満たす場合は、その免許期限を翌会計年度の末日まで延長する。</u> (1) （省略） (2) <u>免許期限の属する年度（既に免許期限の延長を受けている場合は、当該年度を含む直近3年度のいずれかの年度）における酒類の製造数量が法定製造数量に達しているか、又は達すると認められる場合。ただし、通常の状態においては法定製造数量以上の製造は可能であると認められる者が、免許付与の時期が製造の適期を逸したため、又は天災若しくは不測の機械の故障等により、免許期限の属する年度において製造数量が法定製造数量に達しない場合、又は達しないと認められる場合には、当該年度については法定製造数量に達しているものとして取り扱う。</u> 2 （省略） 3 期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い 免許に期限が付けられている製造者から免許期限経過後も引き続き現在免許を受けている酒類の製造をしようとして、改めて免許の申請があった場合は、当該申請者が第10条の1《申請者に関する人的要件》及び同条第10号関係の1《「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義》に該当せず、かつ、次の要件を満たすときは、永久免許を付与する。ただし、試験製造免許については永久免許を付与しない。 (1)～(3) （省略） 第9条 酒類の販売業免許 第1項関係	標準処理期間から除外される期間は、次のとおりであるから留意する。 イ 書類の欠陥補正のため返戻した場合又は追加書類を要求した場合は、当該返戻した日又は要求した日から再び申請書類が提出された日又は追加書類が提出された日までの期間。 （新設） ロ 行政庁の責に属さない事情により要した期間。 第2項関係～第4項関係 （同左） 第5項関係 1 試験製造免許以外の免許期限の延長の取扱い 試験製造免許以外の製造免許に期限を付けている場合において、免許に期限が付けられている製造者から、免許期限の到来前に当該免許期限の延長を受けたい旨の申立てがあったときは、<u>当該製造者が第10条第10号関係の1《経営の基礎が薄弱と認められる場合の意義》に該当せず、かつ、次の要件を満たす場合は、その免許期限を翌会計年度の末日まで延長する。</u> (1) （同左） (2) <u>製造免許の期間中における酒類の製造数量が法定製造数量に達しているか、又は達すると認められる場合。ただし、通常の状態においては法定製造数量以上の製造は可能であると認められる者が、免許付与の時期が製造の適期を逸したため、又は天災若しくは不測の機械の故障等により、製造数量が法定製造数量に達しない場合（法定製造数量に達しないと認められる場合も含む。）には、この定めを満たしているものとして取り扱う。</u> 2 （同左） 3 期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い 免許に期限が付けられている製造者から免許期限経過後も引き続き現在免許を受けている酒類の製造をしようとして、改めて免許の申請があった場合は、当該申請者が第10条第10号関係の1《経営の基礎が薄弱と認められる場合の意義》に該当せず、かつ、次の要件を満たすときは、永久免許を付与する。ただし、試験製造免許については永久免許を付与しない。 (1)～(3) （同左） 第9条 酒類の販売業免許 第1項関係

改 正 後	改 正 前
1～8 （省略） 9 酒類販売業免許等の申請書等の取扱い (1) （省略） (2) 申請書等の受理 イ～ロ （省略） <u>ハ 申請書等は、(4)に定める場合を除き、申請販売場等の所轄税務署(移転前の販売場の所轄税務署を含む。(4)において同じ。)の文書受付業務を担当する窓口</u><u>に到達した時点で受理したものとする。</u> <u>また、当該所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された申請書等については、当該時間外文書収受箱から取り出した日の直前の開庁日に到達したものと</u><u>して取り扱う。</u> <u>(注) 郵便又は信書便により提出された申請書等については、その通信日付印により表示された日に基づくものではないから留意する。</u> (3) 申請書等の審査順位の決定 イ （省略） ロ 同一日に、2以上の申請書等が到達した場合には、別に定める場合を除き、適正・公平な審査を確保するために必要と認められる場合には、10の(6)及び(7)のイに定めるところに準じて抽選を実施する。 (4) 電磁的方法により提出された申請書等の取扱い <u>電磁的方法によって申請書等の提出があった場合は、送信された申請書等が国税電子申告・納税システムに記録された時点(同システムによって申請者等へ通知する受付日時)に受理したものとする。ただし、別途送付等される添付書類が申請販売場等の所轄税務署の文書受付業務を担当する窓口</u><u>に申請書等を受理した日から合理的な期間内に到達しなかったときは、審査順位の決定に当たっては、当該添付書類が到達した日に受理したものとして取り扱う。</u> 10 一般酒類小売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等 9月1日から同月30日までの期間(当該期間の最終日が閉庁日の場合は、その次の開庁日までの期間とする。以下「抽選対象申請期間」という。)に受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等(他の小売販売地域からの販売場の移転の許可申請書及び一般酒類小売業免許となる旨の免許条件の緩和申立書を含み、15に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。以下「抽選対象申請書等」という。)に係る審査順位の決定及び審査については、9の(3)の規定にかかわらず、以下による。 (1) （省略） (2) 申請要領等の公告 税務署長は、一般酒類小売業免許の要件、小売販売地域の範囲及び公開抽選への参加方法その他抽選対象	1～8 （同左） 9 酒類販売業免許等の申請書等の取扱い (1) （同左） (2) 申請書等の受理 イ～ロ （同左） <u>ハ 申請書等(添付書類を含む。)に虚偽の記載がある場合その他の不正行為が認められるときは、法第10条《免許の要件》第1号から第10号までの規定に該当するかどうかについて十分な審査を行い拒否処分</u><u>の可否を決定する。</u> <u>(注) 虚偽の記載その他の不正行為は、人的要素に相当の欠陥があると判断されるものである。</u> (3) 申請書等の審査順位の決定及び審査 イ （同左） ロ 同一日に、2以上の申請書等が到達した場合には、別に定める場合を除き、<u>当該申請書等が到達した時刻の順に審査順位を付す。ただし、到達した時刻の順が判断できない場合その他適正・公平な審査を確保するために必要と認められる場合には、10の(6)に定める方法に準じて抽選を実施する。</u> (新設) 10 <u>平成15免許年度における</u>一般酒類小売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等 <u>平成15年</u>9月1日から同月30日までの期間(以下「抽選対象申請期間」という。)に提出された一般酒類小売業免許に係る申請書等(他の小売販売地域からの販売場の移転の許可申請書及び一般酒類小売業免許となる旨の免許条件の緩和申立書を含み、<u>第9条第1項関係の15</u>に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。以下「抽選対象申請書等」という。)に係る審査順位の決定及び審査については、9の(3)の規定にかかわらず、以下による。 (1) （同左） (2) 申請要領等の公告 税務署長は、一般酒類小売業免許の要件、小売販売地域の範囲及び公開抽選への参加方法その他抽選対象

改 正 後	改 正 前
申請に係る手続に必要な事項を記載した要領を免許年度の開始日(当該開始日が閉庁日の場合は、その次の開庁日とする。)に税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示し公告する。 (3) 抽選対象申請書等の期間内提出の取扱い <u>抽選対象申請書等について、合理的な期限を定めた上で申請書等(添付書類を含む。)の補正又は再提出をしようとした場合において、当該期限までに補正又は再提出されたときは、抽選対象申請期間内に提出されたものとして取り扱う。</u> <u>(注)申請書等については、9の(4)《電磁的方法により提出された申請書等の取扱い》に定める場合を除き、原則として添付書類を含め抽選対象申請期間内に申請販売場等の所轄税務署の文書受付業務を担当する窓口に到達しているものに限り抽選対象申請書等として取り扱われるのであるから留意する。</u> (4)～(5) (省略) (6) 公開抽選の実施手続 <u>抽選対象申請書等については、原則として、次及び(7)に定める手続により公開抽選を実施し、審査順位を決定する。</u> イ 抽選実施日 <u>抽選は、抽選対象申請期間の経過後速やかに実施する。</u> ロ 抽選場所 <u>抽選場所は、原則として国税局内とするが、申請見込件数等に応じ、公共の施設等を抽選場所とすることができる。</u> ハ (省略) (削除) 三 抽選実施日等の通知 <u>抽選実施日、抽選場所等については、あらかじめ申請者に文書で通知する。</u> (削除)	申請に係る手続に必要な事項を記載した要領を、平成15年9月1日に税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示し公告する。 (3) 抽選対象申請書等の期間内提出の取扱い <u>期限を定めた上で申請書等又は添付書類の補正及び再提出をしようとし、当該期限までに再提出されたものについては、抽選対象申請期間内に提出されたものとして取り扱う。</u> (4)～(5) (同左) (6) 公開抽選の実施 <u>抽選対象申請書等については、原則として、次に定める手続により公開抽選を実施し、小売販売地域ごとに審査順位を決定する。</u> <u>なお、国税局長が、自局の管内において、次及び(7)に定める手続以外の方法により、公開抽選を実施し、審査順位を決定することが特に必要と認める場合には、国税庁長官に上申のうえ、その指示により実施することができる。この場合において、国税局長は、申請者等に対し、事前に適確な周知を行うことに特に配慮する。</u> イ 抽選実施日 <u>抽選は、平成15年10月1日以降速やかに実施する。</u> ロ 抽選場所 <u>抽選場所は、原則として税務署内とするが、複数の税務署が合同で抽選を行う場合等は、必要に応じ、公共の施設等を抽選場所とすることができる。</u> ハ (同左) ニ 立会人 <u>抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から抽選参加者及び税務署職員以外の第三者で税務署長が選任した立会人1名以上を立ち会わせる。</u> ホ 抽選実施日等の通知 <u>抽選実施日、抽選場所等については、あらかじめ申請者に文書で通知する。</u> ハ 抽選方法 <u>抽選は、通し番号が刻印されている玉を抽選機に入れ、これを利用して抽選機から抽出された玉の番号によって順位を決定する方法によることとし、次により抽選機を操作する。</u>

改 正 後	改 正 前
(7) <u>公開抽選の実施及び審査順位決定の方法</u> <u>国税局長は、国税庁長官に上申のうえ、国税局ごとに、以下のイ又はロのいずれかの方法により公開抽選を行い、審査順位を決定する。</u> <u>この場合において、国税局長は、国税局管内の実情に応じ、これらの方法に必要な修正を加えることができる。</u> <u>イ 国税局一括総番号方式</u> <u>(イ) 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から抽選参加者及び国税局職員以外の第三者で国税局長が選任した立会人 1 名以上を立ち会わせる。</u> <u>(ロ) 抽選機に、1 から当該国税局管内において最も抽選対象申請書等の件数の多かった小売販売地域における最大受理番号までの通し番号が刻印等されている玉を入れる。</u> <u>(ハ) 国税局職員は、抽選機を当該最大受理番号の回数に達するまで操作し、抽出した玉の番号により、当該国税局管内に所在する小売販売地域に共通の「抽選結果表」を作成し、速やかに公表する。</u> <u>(ニ) 「抽選結果表」に基づき、小売販売地域ごとに審査順位を決定し、申請者に文書で通知する。</u> <u>ロ 国税局一括一連番号方式</u> <u>(イ) 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から抽選参加者及び国税局職員以外の第三者で国税局長が選任した立会人 1 名以上を立ち会わせる。</u> <u>(ロ) 抽選機に、0 から 9 までの通し番号が刻印されている玉を入れる。</u> <u>(ハ) 国税局職員は、一の位、十の位、百の位等の各けたごとに、0 から 9 までの数の順位を決定し、当該各けたごとの数の順位の組合せにより、当該国税局管内に所在する小売販売地域に共通の「抽選結果表」を作成し、速やかに公表する。</u> <u>(ニ) 「抽選結果表」に基づき、小売販売地域ごとに審査順位を決定し、申請者に文書で通知する。</u>	<u>(イ) 抽選機の操作は、小売販売地域ごとに抽選参加者に行わせる。この場合、抽選参加者が抽選機の操作を拒否するときは抽選不参加者として取り扱う。</u> <u>(ロ) 抽選不参加者の申請販売場(抽選対象申請期間内に申請書が提出された申請販売場に限る。(7)のロにおいて同じ。)に係る抽選機の操作は、(イ)の抽選が終了した後に、税務署職員が代行する。</u> (7) <u>審査順位の決定</u> <u>審査順位は、抽選参加者が抽選機を操作して抽出した玉の番号によって決定される順位(以下「抽選順位」という。)に基づき、小売販売地域ごとに次により決定する。</u> <u>イ 抽選参加者の申請販売場に係る審査順位については、(6)のへの(イ)の抽選機の操作による抽選順位を審査順位とする。</u> <u>ロ 抽選不参加者の申請販売場に係る審査順位については、抽選参加者の最終審査順位の次の順位から(6)のへの(ロ)の抽選機の操作による抽選順位を順次審査順位とする。</u> <u>ハ 抽選により決定した審査順位については、申請者に文書で通知する。</u>

改 正 後	改 正 前
(8) (省略) (9) 免許年度の開始日前一定期間における一般酒類小売業免許の申請書等の取扱い イ 7月31日(当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。)までに受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等については、<u>その年の8月31日(当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。口において同じ。)</u>までに処理する。 ロ 8月1日からその年の8月31日までに受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等については、<u>申請販売場等の所在する小売販売地域に係る「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」(平成15年法律第34号。以下「緊急措置法」という。)第3条に規定する緊急調整地域(以下「緊急調整地域」という。)の指定状況に応じ、次のとおり処理する。</u> (イ) 申請書等を受理した日の属する免許年度の翌免許年度の抽選対象申請期間の開始日において緊急調整地域に指定されている場合は、<u>当該抽選対象申請期間内に拒否処分する。</u> (ロ) 申請書等を受理した日の属する免許年度の最終日において緊急調整地域に指定されており、かつ、<u>翌免許年度の抽選対象申請期間の開始日において緊急調整地域に指定されていない場合は、抽選対象申請書等と併せて(6)に定める公開抽選の対象とする。</u> (ハ) 申請書等を受理した日の属する免許年度の最終日において緊急調整地域に指定されておらず、かつ、<u>翌免許年度の抽選対象申請期間の開始日において緊急調整地域に指定されていない場合は、当該抽選対象申請期間の開始日から1か月以内に処理する。22の(5)の定めは、この場合において準用する。</u>	(8) (同左) (9) <u>平成15</u>免許年度の開始日前一定期間における一般酒類小売業免許の申請書等の取扱い イ <u>平成15年7月31日までに提出のあった一般酒類小売業免許に係る申請書等(同日までに申請販売場等の所轄税務署に到達したものに限る。)</u>については、<u>同年8月29日までに処理する。</u> <u>この場合、免許の付与、販売場の移転の許可又は条件緩和を行うときは平成14免許年度における年度内免許枠の範囲内で行うこととし、年度内免許枠に達したその余の申請等については拒否処分する。</u> (注) 「<u>所轄税務署に到達したもの</u>」とは、<u>所轄税務署の文書受付業務を担当する窓口</u>に物理的に到着していることを要するものである。 <u>よって、郵便等により提出された申請書等については、その通信日付により表示された日に基づくものではないから留意する。なお、所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された申請書等については、当該時間外文書収受箱から取り出した日の直前の開庁日に到達したものとして取り扱う(口において同じ)。</u> ロ <u>平成15年8月1日から同年8月29日までに提出のあった一般酒類小売業免許に係る申請書等(同日までに申請販売場等の所轄税務署に到達したものに限る。)</u>については、<u>同年9月1日から同月30日までの間に次のとおり処理する。</u> <u>なお、この場合、「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第33号)附則第2条《免許の要件に係る経過措置》及び第5条《酒類の販売管理研修に係る経過措置》第2項の適用があることに留意する。</u> (イ) <u>申請販売場等の所在する地域が「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」(平成15年法律第34号。以下「緊急措置法」という。)第3条に規定する緊急調整地域(以下「緊急調整地域」という。)に指定されている場合は、拒否処分する。</u> (ロ) <u>緊急調整地域に指定されていない場合において、免許の付与、販売場の移転の許可又は条件緩和を行うときは平成14免許年度における年度内免許枠の範囲内で行うこととし、年度内免許枠に達したその余の申請等については抽選対象申請書等と併せて(6)に定める公開抽選の対象とする。</u> (新設)

改 正 後	改 正 前
(削除) 11 大型店舗酒類小売業免許の取扱い 大型店舗酒類小売業免許の取扱いは、次による。 (1) (省略) (2) 申請書の受理及び審査 申請書は受理した順に審査を行う。ただし、開店予定日又は増床予定日の2か月前までに、店舗面積を10,000㎡で除した数値(小数点以下は切り捨てる。)から既存の酒類小売販売場(第10条第9号関係の1の(2)の(注)に該当するものを除く。)の数を控除した数(以下「基準値」という。)を超える申請書の提出がある場合は、申請による順位を同順位とし、10の(6)及び(7)のイに定めるところに準じて抽選を実施し、審査順位を付し、審査を行う。<u>10の(3)の定めは、この場合において準用する。</u> (3) (省略) 12 (省略) 13 酒類卸売業免許の取扱い 酒類卸売業免許の取扱いは、次による。 (1)~(2) (省略) (3) 特殊酒類卸売業免許の取扱い イ 酒類製造者の本支店、出張所等に対する免許 製造者(共同びん詰業者、又は製造者と同一系列下にある販売業者(新たに販売業者となる場合を含む。))を含む。)から、製造場以外の一定の場所に本店、支店又は出張所等を設け、自己の製造した酒類等を販売するため次に掲げる免許の申請又は条件緩和の申立てがあった場合は、申請販売場の販売能力、酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、支障がないと認められるときは、販売する酒類の範囲及び販売方法の条件を付し、免許を付与しても差し支えない。 <u>なお、同一系列下かどうかは、資本の出資比率(およそ50%以上)又は役員の出向状況等により客観的に判断する(以下このイにおいて同じ。))。</u> (イ) 製造者(共同びん詰業者を除く。)が、自己の製造した酒類(自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類を含む。以下、「自製酒」という。)を販売する場合 (注)「自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類」とは、令第32条《未納税移出の目的及び製造場等》第2号イに該当する未納税移入酒類又は法第30条《戻入れの場合の酒税額	(10) その他 <u>平成16免許年度以降の各免許年度において、一般酒類小売業免許に係る申請書等の審査順位の決定及び審査のために公開抽選を実施するか否かについては、平成15免許年度以降の各免許年度における当該免許に係る申請等や処理の状況等を勘案し決定する。この場合において、公開抽選を実施するとした場合には、上記(1)から(8)の規定を準用する。</u> 11 大型店舗酒類小売業免許の取扱い 大型店舗酒類小売業免許の取扱いは、次による。 (1) (同左) (2) 申請書の受理及び審査 申請書は受理した順に審査を行う。ただし、開店予定日又は増床予定日の2か月前までに、店舗面積を10,000㎡で除した数値(小数点以下は切り捨てる。)から既存の酒類小売販売場数を控除した数(以下「基準値」という。)を超える申請書の提出がある場合は、申請による順位を同順位とし、10の(6)に定めるところに準じて抽選を実施し、審査順位を付し、審査を行う。 (3) (同左) 12 (同左) 13 酒類卸売業免許の取扱い 酒類卸売業免許の取扱いは、次による。 (1)~(2) (同左) (3) 特殊酒類卸売業免許の取扱い イ 酒類製造者の本支店、出張所等に対する免許 酒類製造者(共同びん詰業者を含む。)から、酒類製造場以外の一定の場所に本店、支店又は出張所等を設け、自己の製造した酒類等を販売するため次に掲げる免許の申請又は条件緩和の申立てがあった場合は、申請販売場の販売能力、酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、支障がないと認められるときは、販売する酒類の範囲及び販売方法の条件を付し、免許を付与しても差し支えない。 (イ) 酒類製造者(共同びん詰業者を除く。)が、自己の製造した酒類(自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類を含む。以下、「自製酒」という。)を販売する場合 (注)「自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類」とは、令第32条《未納税移出の目的及び製造場等》第2号イに該当する未納税移入酒類又は法第30条《戻入れの場合の酒税額

改正後	改正前
の控除等》第3項に該当する移入酒類に自己の商標を付して移出する場合の当該酒類をいう。 (D) (省略) (H) 共同びん詰場の構成員である製造者が、自製酒及び参加共同びん詰場において共同びん詰した酒類を販売する場合 (二) 同一系列下にある子会社の製造した酒類を親会社の本店、支店、出張所等において、又は親会社の製造した酒類を同一系列下にある子会社の本店、支店、出張所等において販売する場合。 <u>なお、商法（明治32年法律第48号）第211条の2《子会社による親会社株式の取得》第1項の規定による子会社及び同第3項の規定により子会社とみなされる会社については、子会社として取り扱う（ホ）において同じ。）。</u> <u>(ホ) 持株会社の所有子会社の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類を他の所有子会社の本店、支店、出張所等において販売する場合</u>	の控除等》第3項に該当する移入酒類に自己の商標を付して移出する場合の当該酒類をいう。 (D) (同左) (H) 共同びん詰場の構成員である酒類製造者が、自製酒及び参加共同びん詰場において共同びん詰した酒類を販売する場合 (二) 同一系列下にある子会社の製造した酒類を親会社の本店、支店、出張所等において、又は親会社の製造した酒類を同一系列下にある子会社の本店、支店、出張所等において販売する場合 <u>(注) 同一系列下にあるかどうかは、資本の出資比率（およそ50%以上）又は役員の出向状況等により客観的に判断することに留意する。</u> <u>この場合において、商法第211条の2《子会社による親会社株式の取得》第1項の規定による子会社及び同第3項の規定により子会社とみなされる会社については、同一系列下にある子会社として取り扱って差し支えない。</u> (新設)
ロ～ハ (省略)	ロ～ハ (同左)
14 (省略)	14 (同左)
15 法人成り等の場合の酒類販売業等免許の取扱い 酒類販売業者等（販売業者、酒類販売代理業者及び酒類販売媒介業者をいう。以下同じ。）が、次の(1)の各号に掲げる営業主体の人格の変更等（以下、<u>酒類販売業免許等関係の取扱い</u>において「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類販売業等免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に規定する要件を満たすときは、免許を付与することに取り扱う。 なお、この取扱いにより新たに一般酒類小売業免許を付与した後1年間は、当該販売場の移転の取扱いを行わない。 (注) 法人成り等に伴い新規の酒類販売業等免許申請がなされた場合には、当該申請までに至る経緯や内容等について十分に聴取する。	15 法人成り等の場合の酒類販売業等免許の取扱い 酒類販売業者等（販売業者、酒類販売代理業者及び酒類販売媒介業者をいう。以下同じ。）が、次の(1)の各号に掲げる営業主体の人格の変更等（以下、<u>この15</u>において「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類販売業等免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に規定する要件を満たすときは、免許を付与することに取り扱う。 なお、この取扱いにより新たに一般酒類小売業免許を付与した後1年間は、当該販売場の移転の取扱いを行わない。 (注) 法人成り等に伴い新規の酒類販売業等免許申請がなされた場合には、当該申請までに至る経緯や内容等について十分に聴取する。
(1) 営業主体の人格の変更等の形態	(1) 営業主体の人格の変更等の形態
イ～ハ (省略)	イ～ハ (同左)
二 会社分割	二 会社分割
<u>商法（明治32年法律第48号）第373条《新設分割の意義》、同法第374条の16《吸収分割の意義》、有限会社法（昭和13年法律第74号）第63条の2《有限会社の新設分割》及び同法第63条の7《吸収分割》の規定の適用を受け、酒類販売業者等である会社がその営業の全部若しくは一部を設立する会社に承継させる場合又は酒類販売業者等である会社がその営業の全部若しくは一部を他の会社に承継させる場合</u> <u>で、次のいずれかに該当するもの</u> <u>1 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条《定義》</u>	酒類販売業者等である会社がその営業の全部若しくは一部を設立する会社に承継させる場合又は酒類販売業者等である会社がその営業の全部若しくは一部を他の会社に承継させる場合 <u>(注) この場合の会社分割とは、企業組織再編成のため、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）による商法（明治32年法律第48号）の改正規定の適用を受けて会社分割をしようとする場合であり、かつ、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条《定義》第十二の十一号に定</u>

改 正 後	改 正 前
第十二の十一号に定める適格分割又はこれに準ずるもの。 (注)「これに準ずるもの」とは、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条の2《適格組織再編成における株式の保有関係等》第6項の第1号から第5号までに掲げる要件に該当する分割をいう。 2 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続の開始決定を受けた再生計画又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）の規定により支援決定を受けた事業再生計画等に則って行われる分割で、分割事業について営業の継続性が認められるもの。 ホ （省略） (2) 法人成り等の取扱いの要件 イ （省略） ロ 当該申請が第10条の1《申請者に関する人的要件》及び同条第10号関係の1《「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義》に定める要件を満たしている。 ハ～ニ （省略） ホ 一般酒類小売業免許については、既存販売場が1年以内に移転許可を受けたものでない。 (注) 1 一般酒類小売業免許について、この法人成り等の取扱いをする場合は、10の(6)及び(7)に定める抽選の対象としない。 2 この法人成り等の取扱いの要件を満たさない申請については、純然たる新規の販売業等免許申請として審査する。 16 営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い 酒類卸売業者の営業の全部又は重要な一部を譲り受ける者から当該譲受けに伴い酒類卸売業免許申請がなされた場合に、当該申請が次の要件を満たすときには、第10条第11号関係の6《全酒類卸売業免許の需給調整要件》又は同号関係の7《ビール卸売業免許の需給調整要件》に定める要件を満たしていない場合であっても酒類卸売業免許を付与することができる。 (1) （省略） (2) 当該申請が第10条の1《申請者に関する人的要件》及び同条第10号関係の1《「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義》に定める要件を満たしている。 (3) （省略） 17～19 （省略） 20 薬用酒の販売業免許の取扱い (1) （省略） (2) 薬用酒の卸売業に対する免許 薬事法の規定により都道府県知事から医薬品の販売業の許可を受けている者から、その許可を受けている店舗と同一場所において薬用酒の卸売業をするため免	める適格分割に該当するものに限る。 ホ （同左） (2) 法人成り等の取扱いの要件 イ （同左） ロ 当該申請が第10条<u>関係</u>の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たしている。 ハ～ニ （同左） ホ 一般酒類小売業免許については、既存販売場が申請日以前1年以内に移転許可を受けたものでない (注) 1 一般酒類小売業免許について、この法人成り等の取扱いをする場合は、10の(6)に定める抽選の対象としない。 2 この法人成り等の取扱いの要件を満たさない申請については、純然たる新規の販売業等免許申請として審査する。 16 営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い 酒類卸売業者の営業の全部又は重要な一部を譲り受ける者から当該譲受けに伴い酒類卸売業免許申請がなされた場合に、当該申請が次の要件を満たすときには、第10条第11号関係の6《全酒類卸売業免許の需給調整要件》又は同号関係の7《ビール卸売業免許の需給調整要件》に定める要件を満たしていない場合であっても酒類卸売業免許を付与することができる。 (1) （同左） (2) 当該申請が第10条第10号<u>関係</u>の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たしている。 (3) （同左） 17～19 （同左） 20 薬用酒の販売業免許の取扱い (1) （同左） (2) 薬用酒の卸売業に対する免許 薬事法の規定により都道府県知事から医薬品の販売業の許可を受けている者から、その許可を受けている店舗と同一場所において薬用酒の卸売業をするため免

改 正 後	改 正 前
許の申請がある場合は、第10条第10号関係の8《洋酒卸売業免許についての取扱い》の定めにかかわらず免許の可否を判定し、支障がないと認められるときは、免許を付与しても差し支えない。	許の申請がある場合は、第10条関係の8《洋酒卸売業免許についての<u>「申請者の経営の基礎が確立していること」</u>の取扱い》の定めにかかわらず免許の可否を判定し、支障がないと認められるときは、免許を付与しても差し支えない。
21 酒類販売業免許の取扱官庁 (1) 国税庁長官に上申を要するもの イ 全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許で、法第10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件に該当しているが、国税局長が特に<u>免許の付与を適当と認めたもの</u> ロ 法第10条《免許の要件》第7号の2に規定する者に該当することとなったことを理由として法第14条《酒類の販売業免許の取消し》第2号の規定により酒類販売業免許の取消しを行う場合 (2) 国税局長限りで処理するもの 次に掲げるもの又は税務署長において免許の付与若しくは<u>移転の許可</u>の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。 イ <u>異例又は特殊な販売業免許</u> ロ <u>その他特殊酒類小売業免許（12《特殊酒類小売業免許の取扱い》の⑥のイからホに定める免許を除く。）</u> ハ 全酒類卸売業免許、ビール卸売業免許及び特殊酒類卸売業免許（期限付酒類卸売業免許を除く。） 三 酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許 (注) 次に掲げる免許の付与又は許可<u>のほか</u>、国税局長において税務署長限りで処理しても特に支障がないと認めたものについては、税務署長限りで処理することとしても差し支えない。 1 15《法人成り等の場合の酒類販売業等免許の取扱い》の場合の免許 2 16《営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い》に定める営業の譲受けに伴う免許の付与のうち組織変更に準ずるものの免許 3 同一税務署管内における酒類卸売業免許、酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許に係る販売場の移転 (3) 税務署長限りで処理するもの 次に掲げるものは、税務署長限りで処理する。ただし、(1)及び(2)以外の酒類販売業免許で、法第10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件に該当しているが<u>税務署長において特に免許の付与又は移転の許可を適当と認めたもの</u>については、国税局長に上申の上、その指示により処理する。	21 酒類販売業免許の取扱官庁 (1) 国税庁長官に上申を要するもの イ 全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許で、法第10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件に該当していないが、国税局長において<u>特に免許すること</u>を適当と認めたもの ロ 法第10条《免許の要件》第7号の2に規定する者に該当することとなったことを理由として法第14条《酒類の販売業免許の取消し》第2号の規定により酒類販売業免許の取消しを行う場合 (2) 国税局長限りで処理するもの 次に掲げるもので、<u>税務署長が免許の付与若しくは許可を適当と認めたもの</u>又は税務署長において免許の付与若しくは許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。 イ <u>その他特殊酒類小売業免許の付与</u> ロ 全酒類卸売業免許、ビール卸売業免許及び特殊酒類卸売業免許（期限付酒類卸売業免許を除く。）の<u>付与並びにこれらの免許に係る販売場の移転の許可</u> ハ <u>酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許の付与又はその販売場の移転の許可</u> (注) 次に掲げる免許の付与又は許可で、国税局長において税務署長限りで処理しても特に支障がないと認めたものについては、税務署長限りで処理することとしても差し支えない。 1 15《法人成り等の場合の酒類販売業等免許の取扱い》の場合の<u>免許の付与</u> 2 16《営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い》に定める営業の譲受けに伴う免許の付与のうち組織変更に準ずるものの<u>免許の付与</u> 3 同一税務署管内における酒類卸売販売場の移転の<u>許可</u> (3) 税務署長限りで処理するもの 次に掲げるものは、税務署長限りで処理する。ただし、(1)及び(2)以外の酒類販売業免許で、法第10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件に該当していないが、<u>免許を付与し、又は移転を許可することが適当と認めるもの及び異例又は特殊のもので税務署長において特に免許を付与し、又は許可することを適当と認めたもの並びに免許の付与又は許可の可否判定が困難なもの</u>については、国税局長に上申の上、その指示に

改 正 後	改 正 前
イ 酒類小売業免許（<u>その他特殊酒類小売業免許については、12《特殊酒類小売業免許の取扱い》の(6)のイからホに定める免許に限る。</u>） ロ 洋酒卸売業免許及び輸出入酒類卸売業免許 ハ 期限付酒類卸売業免許 22 酒類販売業免許の事務処理期間（標準処理期間） 酒類販売業等免許の申請等があった場合の標準処理期間は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、抽選対象申請書等のうち、一般酒類小売業免許に係る申請等については、遅くとも申請等のあった免許年度内に処理するのであるから留意する。 (1)～(4) （省略） (5) 標準処理期間から除外される期間 標準処理期間から除外される期間は、次のとおりであるから留意する。 イ 書類の欠陥補正のため返戻した場合又は追加書類を要求した場合は、当該返戻した日又は要求した日から再び申請書類が提出された日又は追加書類が提出された日までの期間。 <u>ロ 電磁的方法によって申請書等の提出があった場合において別途送付等される添付書類が申請書等を受理した日から合理的な期間内に到達しなかったときは、当該申請書等を受理した日から当該添付書類が到達するまでの期間。</u> ハ <u>その他</u>行政庁の責めに属さない事情により要した期間。 23 （省略） 第2項関係 （省略） 第10条 免許の要件 酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする申請があった場合、免許処分時において、申請内容が法第10条《免許の要件》各号の要件に該当しないときは免許を付与する。 1 申請者に関する人的要件 （省略） 第2号関係～第6号関係 （省略） 第9号関係 1 「取締上不適当と認められる場所」の意義 次の一に該当する場合は、法第10条《免許の要件》第9号に規定する「正当な理由がないのに取締上不適当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合」に該当するものとして取り扱う。 (1) （省略） (2) 申請販売場が、製造場、販売場、酒場、料理店等と同一の場所である場合。 <u>(注) 既存の販売場が、現に酒類の販売を行っていない販売場であって、かつ、次のいずれかに該当する場合</u>	より処理する。 イ 酒類小売業免許の付与（<u>その他特殊酒類小売業免許の付与を除く。</u>）又はその販売場の移転の許可 ロ 洋酒卸売業免許又は輸出入酒類卸売業免許の付与又はこれらの免許に係る販売場の移転の許可 ハ 期限付酒類卸売業免許の付与 22 酒類販売業免許の事務処理期間（標準処理期間） 酒類販売業等免許の申請等があった場合の標準処理期間は、次のとおりとする（10(9)に定める場合を除く。）。ただし、抽選対象申請書等のうち、一般酒類小売業免許に係る申請等については、遅くとも申請等のあった免許年度内に処理するのであるから留意する。 (1)～(4) （同左） (5) 標準処理期間から除外される期間 標準処理期間から除外される期間は、次のとおりであるから留意する。 イ 書類の欠陥補正のため返戻した場合又は追加書類を要求した場合は、当該返戻した日又は要求した日から再び申請書類が提出された日又は追加書類が提出された日までの期間。 （新設） ロ 行政庁の責めに属さない事情により要した期間。 23 （同左） 第2項関係 （同左） 第10条 免許の要件 酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする申請があった場合、免許処分時において、申請内容が法第10条《免許の要件》各号の要件に該当しないときは免許を付与する。 1 申請者に関する人的要件 （同左） 第2号関係～第6号関係 （同左） 第9号関係 1 「取締上不適当と認められる場所」の意義 次の一に該当する場合は、法第10条《免許の要件》第9号に規定する「正当な理由がないのに取締上不適当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合」に該当するものとして取り扱う。 (1) （同左） (2) 申請販売場が、製造場、販売場、酒場、料理店等と同一の場所である場合。

改正後	改正前
は、原則としてこの定めに該当しないものとして取り扱う。 1 <u>店舗又は販売設備が処分されている等により、当該販売場において販売業を再開する見込みがないと認められる場合</u> 2 <u>当該販売場の販売業者が賃貸借契約に基づき建物所有者から建物等を借り受け販売業を行っていた場合において、当該賃貸借契約が解除されており、かつ、建物所有者と申請者との間に新たに賃貸借契約が締結されているとき等、建物等の所有又は貸借の状況等から当該販売場において販売業を再開する見込みがないと認められる場合</u> (3) (省略) 第10号関係 1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義 法第10条《免許の要件》第10号に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。 なお、申請者等が次の(1)から(8)の事項のいずれかに該当する場合及び申請者が次の2から10に掲げる要件を充足していない場合には、申請者において、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するものとして取り扱う。 (注) 申請者等とは、申請者、申請者が法人のときはその役員（代表権を有する者に限る。）又は主たる出資者をいう。 (1)～(8) (省略) 2 酒類製造免許についての取扱い (1) (省略) (2) 製造能力及び所要資金等 イ (省略) ロ 申請者が、酒類を適切に製造するために必要な所要資金等（資本、当座資産及び融資をいう。以下同じ。）並びに製造又は貯蔵等に必要な設備及び人員を有する者（<u>これらを有することが確実に認められる者を含む。</u>）であって、酒類の製造に関して安定的な経営が行われると認められる場合である。 (注)「安定的な経営が行われると認められる場合」には、酒類の製造に関し、必要な資金を融資等により将来にわたって確保することができ、かつ、その事業計画が単年度黒字の発生、累積欠損の解消等が確実に図られることを予定しているなど黒字体質に転換する合理的な根拠があると認められる場合を含むものとする。 ハ (省略) (3) (省略)	(3) (同左) 第10号関係 1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義 法第10条《免許の要件》第10号に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。 なお、申請者等が次の(1)から(8)の事項のいずれかに該当する場合及び次の2から10に掲げる要件を充足していない場合には、申請者において、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するものとして取り扱う。 (注) 申請者等とは、申請者、申請者が法人のときはその役員（代表権を有する者に限る。）又は主たる出資者をいう。 (1)～(8) (同左) 2 酒類製造免許についての取扱い (1) (同左) (2) 製造能力及び所要資金等 イ (同左) ロ 申請者が、酒類を適切に製造するために必要な所要資金等（資本、当座資産及び融資をいう。以下同じ。）並びに製造又は貯蔵等に必要な設備及び人員を有する者であって、酒類の製造に関して安定的な経営が行われると認められる場合である。 (注)「安定的な経営が行われると認められる場合」には、酒類の製造に関し、必要な資金を融資等により将来にわたって確保することができ、かつ、その事業計画が単年度黒字の発生、累積欠損の解消等が確実に図られることを予定しているなど黒字体質に転換する合理的な根拠があると認められる場合を含むものとする。 ハ (同左) (3) (同左)

改 正 後	改 正 前
3～10 （省略） 第11号関係 （省略） 第12号関係 1 （省略） 2 設備要件 酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分に備わっている又は十分に備えられることが<u>確実にあるとともに、工場立地法（昭和34年法律第24号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない又は抵触しないことが確実にある。</u> （注）酒類の製造免許を付与する場合にあっては、酒類容器のリサイクルの推進の趣旨の徹底を図りその理解を得て免許を付与する。 第11条 免許の条件 第1項関係 1～2 （省略） 3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い 販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められる場合に限り付ける。 （1）～（2） （省略） （3）酒類販売業免許の区分ごとの具体的な免許条件は、次のとおりとする。 イ～ト （省略） チ 特殊酒類卸売業免許 （イ）～（ロ） （省略） （二）同一系列下にある子会社の製造した酒類を親会社の本店、支店、出張所等において、親会社の製造した酒類を同一系列下にある子会社の本店、支店、出張所等において、<u>又は持株会社の所有子会社の製造した酒類を他の所有子会社の本店、支店、出張所等において販売する場合は、（イ）又は（ロ）に掲げた条件に「〇〇酒造株式会社の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出された酒類」を併記すること。</u> （ホ）～（ハ） （省略） 4 （省略） 第2項関係 （省略） 第14条 酒類の販売業免許の取消し 1 （省略） 2 「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」の意義 法第14条《酒類の販売業免許の取消し》第3号に規定する「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」とは、2年以上の期間にわたって一度も業として酒類の販売をした事実がない場合をいい、酒類の販売業又は販売	3～10 （同左） 第11号関係 （同左） 第12号関係 1 （同左） 2 設備要件 酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分に備わっているととも、工場立地法（昭和34年法律第24号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない。 （注）酒類の製造免許を付与する場合にあっては、酒類容器のリサイクルの推進の趣旨の徹底を図りその理解を得て免許を付与する。 第11条 免許の条件 第1項関係 1～2 （同左） 3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い 販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められる場合に限り付ける。 （1）～（2） （同左） （3）酒類販売業免許の区分ごとの具体的な免許条件は、次のとおりとする。 イ～ト （同左） チ 特殊酒類卸売業免許 （イ）～（ロ） （同左） （二）同一系列下にある子会社の製造した酒類を親会社の本店、支店、出張所等において、又は親会社の製造した酒類を同一系列下にある子会社の本店、支店、出張所等において販売する場合は、（イ）又は（ロ）に掲げた条件に「〇〇酒造株式会社の製造した酒類」を併記すること。 （ホ）～（ハ） （同左） 4 （同左） 第2項関係 （同左） 第14条 酒類の販売業免許の取消し 1 （同左） 2 「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」の意義 法第14条《酒類の販売業免許の取消し》第4号に規定する「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」とは、2年以上の期間にわたって一度も業として酒類の販売をした事実がない場合をいい、酒類の販売業又は販売

改 正 後	改 正 前
の代理業若しくは媒介業を２年以上引き続きしない場合には、これらの業態ごとに販売業免許を取り消す。 ３ （省略） 第16条 製造場又は販売場の移転の許可 第１項関係 １ （省略） （削除） ２ 移転の許可の取扱い （省略） 第28条 未納税移出 第１項関係 １ 蔵置場の態様 設置を許可する蔵置場の態様は、次のとおりとする。 （１）～（３） （省略） （４） 製造場移転のための蔵置場 製造場の移転の許可を受けようとする場合において、移転前の製造場に現存する自製酒を蔵置するために設置する蔵置場をいう。 （５）～（７） （省略） ２ 蔵置場の設置許可の要件 蔵置場は、設置しようとする蔵置場の態様に従い、申請者及び申請場所が、次の共通の許可要件及び態様別許可要件のいずれにも該当している場合に限り許可する。 （１） 共通の許可要件 イ 申請者は、法第10条《免許の要件》第６号、第７号から第８号まで又は第10号に規定する者でない。 ロ 申請者が法人である場合には、その役員のうちに法第10条《免許の要件》第１号、第２号又は第７号から第８号までに規定する者がいない。 ハ 申請者が支配人を選任して蔵置場における業務を行わせる場合には、その支配人が法第10条《免許の要件》第１号、第２号又は第７号から第８号までに規定する者でない。 ニ～ヘ （省略） （２） 態様別許可要件 イ～ハ （省略）	の代理業若しくは媒介業を２年以上引き続きしない場合には、これらの業態ごとに販売業免許を取り消す。 ３ （同左） 第16条 製造場又は販売場の移転の許可 第１項関係 １ （同左） ２ 移転の内許可の取扱い 製造場又は酒母等の製造場を移転しようとする者からその移転に関し内許可の申請があった場合において、その移転の許可を与える見込みのものについては、移転の内許可（将来要件が具備すれば移転の許可を与えることの内諾）を与えることができることに取り扱う。この場合において、税務署長は当該内許可の効力を製造設備の移転完了に要する期間を考慮して３年以内の相当と認められる期間内に限る旨及び設置する製造場又は酒母等の製造場の設備は、内許可申請書に記載されている設備と同程度のものとしなければならない旨の条件を付けるとともに、内許可の付与後１年以内に移転に必要な工事又は移転に着手しなければならない旨の条件を付ける。 ３ 移転の許可の取扱い （同左） 第28条 未納税移出 第１項関係 １ 蔵置場の態様 設置を許可する蔵置場の態様は、次のとおりとする。 （１）～（３） （同左） （４） 製造場移転のための蔵置場 製造場の移転の内許可を受けた場合において、移転前の製造場に現存する自製酒を蔵置するために設置する蔵置場をいう。 （５）～（７） （同左） ２ 蔵置場の設置許可の要件 蔵置場は、設置しようとする蔵置場の態様に従い、申請者及び申請場所が、次の共通の許可要件及び態様別許可要件のいずれにも該当している場合に限り許可する。 （１） 共通の許可要件 イ 申請者は、法第10条《免許の要件》第６号、第７号、第８号又は第10号に規定する者でない。 ロ 申請者が法人である場合には、その役員のうちに法第10条《免許の要件》第１号、第２号、第７号又は第８号に規定する者がいない。 ハ 申請者が支配人を選任して蔵置場における業務を行わせる場合には、その支配人が法第10条《免許の要件》第１号、第２号、第７号又は第８号に規定する者でない。 ニ～ヘ （同左） （２） 態様別許可要件 イ～ハ （同左）

改 正 後	改 正 前
二 製造場移転のための蔵置場 (イ) 申請者は、製造場の移転の許可を受けられることが<u>确实と認められる者</u>である。 (注)「製造場の移転の許可を受けられることが<u>确实と認められる</u>」とは、<u>蔵置場の設置許可後において、製造場を移転する計画が明らかにされており、かつ、移転に必要な資金を有している場合をいう。</u> (ロ) 申請場所は、<u>製造場の移転許可を受けようとして</u>いる移転後の製造場と同一場所又は近接する場所である。 (ハ) (省略) ホ～ト (省略) 3～7 (省略) (削除) 8 許可等事務の取扱官庁 (省略) 9 許可等事務の処理期間(標準処理期間) 蔵置場の設置許可の申請等があった場合の標準処理期間は、次のとおりとする。 (1)～(3) (省略) (4) <u>標準処理期間から除外される期間</u> <u>標準処理期間から除外される期間は、次のとおりであるから留意する。</u> イ <u>書類の欠陥補正のため返戻した場合又は追加書類を要求した場合は、当該返戻した日又は要求した日から再び申請書類が提出された日又は追加書類が提出された日までの期間。</u> ロ <u>電磁的方法によって申請書等の提出があった場合において別途送付等される添付書類が申請書等を受理した日から合理的な期間内に到達しなかったときは、当該申請書等を受理した日から当該添付書類が到達するまでの期間。</u> ハ <u>その他行政庁の責に属さない事情により要した期</u>	二 製造場移転のための蔵置場 (イ) 申請者は、製造場の移転につき内許可を受けた者である。 (ロ) 申請場所は、<u>内許可を受けた移転後の製造場と同一場所又は近接する場所である。</u> (ハ) (同左) ホ～ト (同左) 3～7 (同左) 8 <u>蔵置場の設置の内許可</u> <u>蔵置場の設置許可を受けようとする者から会社等を設立するため又は蔵置場の設備を新設するために蔵置場の設置につき内許可申請があった場合において、本許可を与える見込みのときは、内許可(将来要件を具備すれば許可を与えることの内諾)を与えることができることに取り扱う。</u> <u>なお、これにより内許可を与える場合には、次の条件を付する。</u> (1) <u>当該内許可の効力は、税務署長において蔵置場の設備完了に要する期間を考慮して1年以内の相当と認める期間内に限る旨。</u> (2) <u>内許可の付与後6月以内に内許可申請の事由となった会社等を設立すること又は設備の設置のための工事に着手しなければならない旨。</u> (3) <u>設置する蔵置場の設備は、内許可申請書に記載されている設備と同程度のものでなければならない旨。</u> 9 許可等事務の取扱官庁 (同左) 10 許可等事務の処理期間(標準処理期間) 蔵置場の設置許可の申請等があった場合の標準処理期間は、次のとおりとする。 (1)～(3) (同左) (新設)

改正後	改正前
間。 10 「税率の適用区分」等の意義 (省略) 11 商標表示の取扱い (省略) 12 未納税移出承認の取扱い 法第28条《未納税移出》第1項第4号に規定する未納税移出承認は、次の場合に与えることに取り扱う。 (1) 原料用アルコールの製造免許を有する製造場へ原料用アルコールを移出しようとする場合。ただし、未納税移入した製造者が、当該原料用アルコールを酒類の原料用として移出するためのものに限る。 (2) 展示会等に移出しようとする場合。ただし、展示会等終了後製造場へ戻し入れることが確実と認められる場合に限る。 (3) 酒質矯正のために他の製造者の製造場又は蔵置場へ移出しようとする場合。ただし、後日移出製造場へ戻し入れることが確実と認められる場合に限る。 (4) <u>品目を異にするしょうちゅう(未納税移入した製造者が製造した酒類に限る。)に混和する目的で、しょうちゅうを移出しようとする場合。</u> (5) 製造者から酒類(当該製造者が製造免許を受けた種類又は品目の酒類に限る。)の製造の委託を受けた者が、当該委託を受けて製造した酒類を容器詰めのため他の製造者の製造場又は蔵置場(当該委託をした者の製造場又は蔵置場を除く。)へ移出しようとする場合。ただし、酒類の製造を委託した製造者の製造場又は蔵置場に移入されることが確実と認められる場合に限る。 (6) (5)の酒類を、当該酒類の製造を委託した者の製造場又は蔵置場へ移出しようとする場合等で、検査取締上支障のないものと認められる場合。 13 欠減等に対する取扱い (省略) 第2項関係～第4項関係 (省略) 第5項関係 1 「酒税の取締り又は保全上特に不適当と認められる等の事情があるとき」の範囲 法第28条《未納税移出》第5項に規定する「酒税の取締り又は保全上特に不適当と認められる等の事情があるとき」の範囲は、次による。ただし、酒税の保全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。 (1)～(4) (省略) (5) 移入しようとする製造場において、製造免許を受けていない酒類(品目のある種類については品目及び製造する酒類の範囲についての条件が付されている酒類については製造する酒類の範囲を含む。)を移入しようとする場合。ただし、<u>品目を異にするしょうちゅうに混和する目的で、しょうちゅうを移入しようとする場合は、</u>この限りでない。	11 「税率の適用区分」等の意義 (同左) 12 商標表示の取扱い (同左) 13 未納税移出承認の取扱い 法第28条《未納税移出》第1項第4号に規定する未納税移出承認は、次の場合に与えることに取り扱う。 (1) 原料用アルコールの製造免許を有する製造場へ原料用アルコールを移出しようとする場合。ただし、未納税移入した製造者が、当該原料用アルコールを酒類の原料用として移出するためのものに限る。 (2) 展示会等に移出しようとする場合。ただし、展示会等終了後製造場へ戻し入れることが確実と認められる場合に限る。 (3) 酒質矯正のために他の製造者の製造場又は蔵置場へ移出しようとする場合。ただし、後日移出製造場へ戻し入れることが確実と認められる場合に限る。 (新設) (4) 酒類製造者から酒類(当該酒類製造者が製造免許を受けた種類又は品目の酒類に限る。)の製造の委託を受けた者が、当該委託を受けて製造した酒類を容器詰めのため他の酒類製造者の製造場又は蔵置場(当該委託をした者の製造場又は蔵置場を除く。)へ移出しようとする場合。ただし、酒類の製造を委託した酒類製造者の製造場又は蔵置場に移入されることが確実と認められる場合に限る。 (5) (4)の酒類を、当該酒類の製造を委託した者の製造場又は蔵置場へ移出しようとする場合等で、検査取締上支障のないものと認められる場合。 14 欠減等に対する取扱い (同左) 第2項関係～第4項関係 (同左) 第5項関係 1 「酒税の取締り又は保全上特に不適当と認められる等の事情があるとき」の範囲 法第28条《未納税移出》第5項に規定する「酒税の取締り又は保全上特に不適当と認められる等の事情があるとき」の範囲は、次による。ただし、酒税の保全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。 (1)～(4) (同左) (5) 移入しようとする製造場において、製造免許を受けていない酒類(品目のある種類については品目及び製造する酒類の範囲についての条件が付されている酒類については製造する酒類の範囲を含む。)を移入しようとする場合。ただし、<u>次の一に該当する場合には、</u>この限りでない。 <u>イ 酒類の原料として移入する場合</u>

改 正 後	改 正 前
第6項関係（省略） 第50条 承認を受ける義務 第1項関係 1～2（省略） 3 清酒にアルコール等を加える場合の承認の取扱い 法第50条第1項第2号に規定する清酒にアルコール等を加える場合の承認は、次による。 (1) 普通醸造法により製造した清酒にアルコールを混和する場合は、混和される清酒に使用したアルコールと混和するアルコールの総量が2に定めるアルコール使用限度数量を超えず、かつ、混和するアルコールの数量が令第50条《みなし製造の規定の適用除外等》第2項の規定により混和することができる数量を超えない場合に限り承認を与える。 (2)（省略） 4～15（省略） 第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係 第80条 内国消費税等に関する特例 第1項関係 1 指定を受けた者とみなす場合の取扱い (1)（省略） (2) 沖特令第72条《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》第8項の規定により沖特法第80条《内国消費税等に関する特例》第1項第1号の規定による指定を受けたものとみなされる場合（相続の場合を除く。）であっても酒税法の規定による酒類製造免許は、新規に受ける必要があり、指定と同時に自動的に免許者となるものではない。 2（省略） 第3項関係～第8項関係（省略） 第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第84条 酒税保全のための勧告又は命令 第1項及び第3項関係（省略） 第2項関係 1 連続式蒸留機の新設及び拡張の承認等の取扱い 組合法第84条《酒税保全のための勧告又は命令》第2項の規定に基づく連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令（昭和28年大蔵省令第9号。以下1において「臨時制限省令」という。）に関する連続式蒸留機の新設又は拡張の承認等については、次により取り扱う。 (1)～(3)（省略） (4) 蒸留機の新設の承認を与える場合	<u>□ 自己の他の製造場から移入する場合</u> <u>ハ 品目を異にするしょうちゅうに混和する目的で、しょうちゅうを移入しようとする場合</u> 第6項関係（同左） 第50条 承認を受ける義務 第1項関係 1～2（同左） 3 清酒にアルコール等を加える場合の承認の取扱い 法第50条第1項第2号に規定する清酒にアルコール等を加える場合の承認は、次による。 (1) 普通醸造法により製造した清酒にアルコールを混和する場合は、混和される清酒に使用したアルコールと混和するアルコールの総量が1に定めるアルコール使用限度数量を超えず、かつ、混和するアルコールの数量が令第50条《みなし製造の規定の適用除外等》第2項の規定により混和することができる数量を超えない場合に限り承認を与える。 (2)（同左） 4～15（同左） 第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係 第80条 内国消費税等に関する特例 第1項関係 1 指定を受けた者とみなす場合の取扱い (1)（同左） (2) 沖特令第72条《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》第8項の規定により沖特法第80条《内国消費税等に関する特例》第1項第1号の規定による指定を受けたものとみなされる場合（相続の場合を除く。）であっても酒税法の規定による酒類製造免許は、新規に受ける必要があり、指定と同時に自動的に免許者となるものではない。<u>したがって、(1)の事実が生じる前に内免許申請を行わせ、免許の可否を判断しておく。</u> 2（同左） 第3項関係～第8項関係（同左） 第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第84条 酒税保全のための勧告又は命令 第1項及び第3項関係（同左） 第2項関係 1 連続式蒸留機の新設及び拡張の承認等の取扱い 組合法第84条《酒税保全のための勧告又は命令》第2項の規定に基づく連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令（昭和28年大蔵省令第9号。以下1において「臨時制限省令」という。）に関する連続式蒸留機の新設又は拡張の承認等については、次により取り扱う。 (1)～(3)（同左） (4) 蒸留機の新設の承認を与える場合

改 正 後	改 正 前
蒸留機の新設は、次に掲げる場合のいずれかに該当し、その申請者について、申請前3か月間に酒税の滞納がなく、かつ、新設により酒税の滞納を生ずるおそれがないと認められる製造者の場合は承認するものとする。 なお、蒸留機の新設を認められる製造場は、当該蒸留機により製造される酒類について、法第7条《酒類の製造免許》第1項本文の規定による製造免許を受けている場合（受けられることが確実と認められる場合を含む。）又は同項ただし書の規定に該当する場合に限られるのであるから留意する。 （注）「製造免許を受けられることが確実と認められる場合」とは、蒸留機の新設の承認の申請に併せて製造免許の申請をしており、審査の結果、製造免許を受けられる見込である場合をいう。 イ 製造者が、滞納処分により公売に付せられた蒸留機を落札し、又は他の製造者の蒸留機を買い受け、その者の製造場に移設する場合 ロ～ホ （省略） （5）（省略） （削除） （6） 蒸留機の使用変更に関する留意事項（省略） 第86条の5 酒類の種類等の表示義務 1 酒類の表示の取扱い等 （1） 総則 イ～ヘ （省略） ト 表示に用いる文字の種別 表示義務事項を表示するために用いる文字の書体は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、種別は次のとおりとする。 （イ）（省略） （ロ） 氏名又は名称、製造場等の所在地、住所、税率適用区分（数字を除く。）及び発泡性を有する旨は、	蒸留機の新設は、次に掲げる場合のいずれかに該当し、その申請者について、申請前3か月間に酒税の滞納がなく、かつ、新設により酒税の滞納を生ずるおそれがないと認められる製造者の場合は承認するものとする。 なお、蒸留機の新設を認められる製造場は、当該蒸留機により製造される酒類について、法第7条《酒類の製造免許》第1項本文の規定による製造免許（内免許を含む。以下1において同じ。）を受けている場合（受けられることが確実と認められる場合を含む。）又は同項ただし書の規定に該当する場合に限られるのであるから留意する。 （注）「製造免許を受けられることが確実と認められる場合」とは、蒸留機の新設の承認の申請に併せて製造免許の申請をしており、審査の結果、製造免許を受けられる見込である場合をいう。 イ 製造者（原則として、新設について(6)に掲げる内承認を受けている者に限る。）が、滞納処分により公売に付せられた蒸留機を落札し、又は他の製造者の蒸留機を買い受け、その者の製造場に移設する場合 ロ～ホ （同左） （5）（同左） （6） <u>連続式蒸留機の新設又は拡張の内承認の取扱い</u> <u>製造者から連続式蒸留機の新設又は拡張について、滞納処分により公売に付せられた蒸留機を落札し、又は他の製造者の蒸留機を買い受け、その者の製造場に移設しようとする場合等において、(2)に準じて記載した内承認の申請書の提出があった場合において、新設又は拡張の承認をする見込のときは内承認をするものとする。</u> <u>この場合には、承認の申請に準じて(1)から(7)の規定を適用するほか、当該内承認の効力について、連続式蒸留機の設置工事等に要する期間を考慮して3年以内の相当と認められる期間内に限る旨の条件を付けるものとする。</u> （7） 蒸留機の使用変更に関する留意事項（同左） 第86条の5 酒類の種類等の表示義務 1 酒類の表示の取扱い等 （1） 総則 イ～ヘ （同左） ト 表示に用いる文字の種別 表示義務事項を表示するために用いる文字の書体は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、種別は次のとおりとする。 （イ）（同左） （ロ） 氏名又は名称、製造場等の所在地、住所、税率適用区分（数字を除く。）及び発泡性を有する旨は、

改正後	改正前
「漢字」、「平仮名」又は「片仮名」とする。 <u>ただし、名称の表示に使用する文字の種別については、名称の表示に併せて、その読み方を「平仮名」又は「片仮名」により表示する場合に限り、当該名称の商業登記法（昭和38年法律第125号）により登記されている文字の種別によることができる。</u> <u>（注）名称の商業登記法により登記されている文字の種別とは、「ローマ字」、「アラビア数字」、「&（アンパサンド）」などの商業登記規則第51条の2第1項の規定により法務大臣が指定する商号の登記に用いることができる符号に関する件（平成14年法務省告示第315号）において、商号の登記に用いることが認められているものをいう。</u> （ハ）（省略） チ～ヲ（省略） (2) 酒類の種類等の表示の取扱い イ～ロ（省略） 八 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い （イ）～（ロ）（省略） （二）記号表示の届出 記号表示の届出をしようとする者は、組合令第8条の3《表示事項》第1項から第3項までの規定による表示をすべき時まで、組合規則第18条《經由機関等》に規定するところにより申請者の住所地等の所轄税務署長に提出するものとする。 （注）記号表示の届出は、1製造場等につき1記号の届出を行うものとし、商品ごとに届出を行うことのないように留意する。 （ホ）（省略） 二（省略）	「漢字」、「平仮名」又は「片仮名」とする。 （ハ）（同左） チ～ヲ（同左） (2) 酒類の種類等の表示の取扱い イ～ロ（同左） 八 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い （イ）～（ロ）（同左） （二）記号表示の届出 記号表示の届出をしようとする者は、組合令第8条の3《表示事項》第1項から第3項までの規定による表示をすべき時まで、組合規則第18条《經由機関等》に規定するところにより申請者の住所地等の所轄税務署長を經由して国税庁長官に提出するものとする。 （注）記号表示の届出は、1製造場等につき1記号の届出を行うものとし、商品ごとに届出を行うことのないように留意する。 （ホ）（同左） 二（同左）
第86条の6 酒類の表示の基準 1～2（省略） 3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等 組合法第86条の6《酒類の表示の基準》第1項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月28日国税庁告示第4号。以下この3において「表示基準」という。）第2項に規定する日本国で保護するかどうか酒又は蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定する産地（以下この2において「長官指定産地」という。）の指定及び我が国で保護するしょうちゅう乙類の地理的表示の取扱い等は、次による。 (1)～(4)（省略） (5) 我が国で保護する地理的表示 イ（省略） ロ 地理的表示を使用する場合の基準 しょうちゅう乙類について「壺岐」、「球磨」、「琉	第86条の6 酒類の表示の基準 1～2（同左） 3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等 組合法第86条の6《酒類の表示の基準》第1項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月28日国税庁告示第4号。以下この3において「表示基準」という。）第2項に規定する日本国で保護するかどうか酒又は蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定する産地（以下この2において「長官指定産地」という。）の指定及び我が国で保護するしょうちゅう乙類の地理的表示の取扱い等は、次による。 (1)～(4)（同左） (5) 我が国で保護する地理的表示 イ（同左） ロ 地理的表示を使用する場合の基準 しょうちゅう乙類について「壺岐」、「球磨」、「琉

改 正 後	改 正 前
球」の産地を表示する地理的表示を使用する場合は、次のそれぞれの基準に従うものとする。なお、地理的表示を使用するために用いる文字は、日本文字によるか、外国の文字によるかを問わない。 (イ) 壱岐 米こうじ及び長崎県壱岐市の地下水（以下この（イ）において「壱岐の地下水」という。）を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壱岐の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを長崎県壱岐市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「壱岐」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。 (ロ)～(ハ) （省略）	球」の産地を表示する地理的表示を使用する場合は、次のそれぞれの基準に従うものとする。なお、地理的表示を使用するために用いる文字は、日本文字によるか、外国の文字によるかを問わない。 (イ) 壱岐 米こうじ及び長崎県壱岐郡の地下水（以下この（イ）において「壱岐の地下水」という。）を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壱岐の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを長崎県壱岐郡において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「壱岐」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。 (ロ)～(ハ) （同左）